

独立行政法人奄美群島振興開発基金の会計監査人候補者に関する公募について

令和元年11月1日
独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長 本田 勝規

独立行政法人奄美群島振興開発基金は、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第39条の規定により、会計監査人の監査を受けることとされています。会計監査人の選任は、独立行政法人通則法第40条の規定により主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）が行いますが、選任にあたっては、当基金が会計監査人の候補者を選定のうえ、名簿を主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）に提出し、その選任を求めることとされています。

このため、会計監査人候補者名簿を作成するにあたり、当基金の会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士の方に対して、企画書の公募を行うものです。

つきましては、下記を御確認のうえ、企画書を提出頂きますようお願いいたします。

記

1. 業務概況

- (1) 業務名 令和元年度～令和5年度会計監査業務
- (2) 業務内容 独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第39条による財務諸表等の監査業務

2. 監査対象期間

令和元年度から令和5年度までの5事業年度

但し、毎年度、主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）の選任を受けなければならないため、契約は単年度契約とする。

3. 応募資格

- (1) 独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する者であること。
- (2) 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。

4. 企画書の作成

公募要領のとおり。

5. 企画書の提出方法、提出場所、提出部数及び提出期限

- (1) 提出方法 企画書の提出は郵送（書留郵便に限る。）に限る。
- (2) 提出場所 〒894-0026
鹿児島県奄美市名瀬港町1番5号
独立行政法人奄美群島振興開発基金 総務企画課
電話：0997-52-4511、FAX：0997-52-4514
- (3) 提出部数 6部
- (4) 提出期限 令和元年11月29日（※消印有効）

6. 候補者名簿の作成方法

提出された企画書を以下の審査項目について総合的に評価を行い、当基金において会計監査人候補者名簿を作成します。なお、審査の観点、配点については別紙1のとおりです。また、審査に先立ち提案に係るヒアリングを行う場合もありますので、予めご了承ください。

(1) 独立行政法人等に対する監査実績等

- ①独立行政法人等に対する監査実績
- ②政府系金融機関に対する監査実績
- ③独立行政法人会計基準に関連する下記委員会等への派遣実績

(2) 監査実施体制等

- ①監査法人等内部における独法専任スタッフの設置状況
- ②監査チームの構成内容
 - ・ 監査従事者数
 - ・ 監査を効率的に実施する体制
- ③監査従事予定者の略歴、実務経験、監査実績等

(3) 監査計画

- ①監査の取り組み方針
- ②監査項目及び監査方法
- ③監査計画

(4) 監査品質の管理体制等

- ①品質管理体制の整備・実施状況
- ②日本公認会計士協会の実施した直近のレビューの結果等及び公認会計士法に基づく処分等

(5) 監査費用

(6) 特筆事項

7. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領による。

公 募 要 領

1. 業務名 令和元年度～令和5年度会計監査業務

2. 趣旨

独立行政法人奄美群島振興開発基金は、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第39条の規定により、会計監査人の監査を受けることとされている。会計監査人の選任は、独立行政法人通則法第40条の規定により主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）が行うが、選任にあたっては、当基金が会計監査人の候補者を選定のうえ、名簿を主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）に提出し、その選任を求めることとされている。

このため、会計監査人候補者名簿を作成するにあたり、当基金の会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士の方に対して、企画書を募集し、会計監査人の候補者の選定を行うものである。

3. 業務内容

独立行政法人通則法並びに独立行政法人会計基準及び同注解に基づき作成される独立行政法人奄美群島振興開発基金の令和元年度から令和5年度までの5事業年度に係る財務諸表等が、独立行政法人の財務状況、運営状況等に関する真実の情報を正しく表示していることについて担保することを目的とし、独立行政法人通則法第39条による財務諸表等の監査を行う。

4. 監査対象期間

令和元年度から令和5年度までの5事業年度

但し、毎年度、主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）の選任を受けなければならないため、契約は単年度契約とする。

5. 監査実施場所

(1) 独立行政法人奄美群島振興開発基金本部

〒894-0026 鹿児島県奄美市名瀬港町1番5号

(2) 独立行政法人奄美群島振興開発基金徳之島事務所

〒891-7101 鹿児島県大島郡徳之島町亀津2928-4

(3) 独立行政法人奄美群島振興開発基金沖永良部事務所

〒891-9112 鹿児島県大島郡和泊町和泊9-1

6. 担当課（問合せ先）

〒894-0026 鹿児島県奄美市名瀬港町1番5号

独立行政法人奄美群島振興開発基金 総務企画課

電話：0997-52-4511、FAX：0997-52-4514

7. 応募資格

(1) 独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する者であること。

(2) 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。

8. 企画書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画書の作成方法

①用紙サイズはA4縦版、横書きとする。

②企画書は別紙2及び別紙3の要領に基づき作成すること。

(2) 企画書の無効

提出書類について、この書面及び別紙2及び別紙3の要領に示された条件に適合しない場合及び虚偽の記載を行った場合は無効とする。

(3) 提出された企画書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。また、提出された企画書は返却しない。

(4) 企画書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

9. 企画書の提出方法、提出場所、提出期限及び提出部数

(1) 提出方法 企画書は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 提出場所 6. に同じ。

(3) 提出期限 令和元年11月29日（※消印有効）

(4) 提出部数 別紙要領の企画書及び添付書類を一式とし、6部提出する。

10. 選定方法

(1) 当基金が制定した選定基準に基づき、当基金内に設置する会計監査人候補者選定審査委員会において企画書の審査を行い、会計監査人候補者の順位を決定する。

(2) 当該審査終了後、応募者に結果を連絡する。

(3) 主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）より会計監査人の選任通知が到着後、応募者の審査結果、選定基準を公表する。

11. 契約締結等

(1) 今回の会計監査人候補者の選定は、令和元年度から令和5年度までの5事業年度に係る候補者の選定となるが、毎年度、主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）の選任を受けなければならないため、契約は単年度契約となる。また、主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）の選任が得られない場合及び契約条件等が合致しない場合には契約締結が行われないことがある。

(2) 会計監査人に選任された者は、当基金経理規程等に基づく契約手続き完了までは、当基金との契約関係を生じるものではない。

(3) 契約締結後は速やかに監査計画書を作成し、役員等に対して監査計画の説明を行うこととし、期末監査後は速やかに監査報告書を作成し、役員等に対して監査結果の報告を行うこと。

12. 令和2年度以降の事務手続きについて

(1) 令和元年度の会計監査人に選任された者は、次年度以降の企画書を提出し、当基金内に設置する会計監査人候補者選定審査委員会においてその内容を評価・検証したうえで、適切であると認められた場合に限り、引き続き、主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）の選任を求めることとする。

(2) 会計監査人に選任された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には選定見直しの対象とする。

13. 監査報酬見積費用について

(1) 別紙2及び別紙3の要領に基づき、各年度毎の見積金額を算出すること。

(2) 令和元年度から令和5年度の平均額をもって評価する。

(3) 毎年度の契約にあたっては、当該年度の見積費用を参考とする。

- (4) 令和元年度において、当基金からの要請により監査計画を大幅に変更するなど監査費用に多大な影響を及ぼす事情が生じた場合に限り、当該年度の企画書に詳細な理由を付して見積費用を変更することができる。

14. その他留意事項

- (1) 独立行政法人奄美群島振興開発基金の概要、財務等の詳細については、当基金ホームページを参照のこと。
- (2) 監査実施にあたっては、契約書及び企画書を遵守すること。
- (3) 企画書の内容及び金額に大きな変更が生じた場合、選定された者が行政処分を受けるなど特別の事由が生じた場合又は業務内容を大幅に見直す必要が生じた場合は、選定の見直し対象とする。
- (4) 主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）からの選任通知の結果は、速やかに特定された者に対して、特定された旨を書面により通知するとともに、当基金ホームページにて結果を公表する。

別紙1

審査項目、審査の観点及び配点

審査項目	審査の観点	配点
(1) 独立行政法人等に対する監査実績等		15点
① 独立行政法人等及び政府系金融機関に対する監査実績	独立行政法人等及び政府系金融機関に対する法定監査、任意監査の実績	10点
② 独法会計基準に関する委員会等への派遣実績	独立行政法人会計基準に関する委員会等への派遣実績	5点
(2) 監査実施体制等		20点
① 監査法人等内部における独法専任スタッフの設置状況	公会計部門等の専門部署を有し、独立行政法人等を専門に監査を行っているスタッフの有無	5点
② 監査チームの構成内容		
・ 監査従事者数	・ 奄美基金の監査を行う監査チームの人数	7点
・ 監査を効率的に実施する体制	・ 監査を効率的に実施する体制となっているか	5点
③ 監査従事予定者の略歴、実務経験、監査実績等	独立行政法人等に対する監査経験、実績	3点
(3) 監査計画		15点
① 監査の取り組み方針	監査の基本方針、着眼点、監事との連携に関する考え方等の記述	5点
② 監査項目及び監査方法	監査項目、監査方法の記述	5点
③ 監査計画	監査予定人員数	5点
(4) 監査品質の管理体制等		10点
① 品質管理体制の整備・実施状況	品質管理体制の実施状況に関する記述	5点
② 日本公認会計士協会の実施した直近のレビューの結果等及び公認会計士法に基づく処分等	・ レビューでの指摘事項等及び行政処分の有無 ・ 指摘事項等、行政処分に対する再発防止策、改善計画及びその進捗状況	5点
(5) 監査費用	$35 \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$	35点
(6) 特筆事項	奄美基金に有用な提案があれば加点	5点
合計		100点

(要領) 企画書の記載事項、添付書類

1. 企画書の記載事項

企画書の記載内容は次のとおりとします。

- (1) 監査法人等の概要（平成31年4月1日現在又は直近のもの）
- (2) 独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する者であること及び公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者でないことの証明
- (3) 独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）、政府系金融機関に対する監査実績等及び独立行政法人会計基準に関連する各種委員会等への派遣実績
 - ①独立行政法人等に対する監査実績（過去3年間）

（注）保証業務を行う法人が分かるようにすること
 - ②政府系金融機関に対する監査実績（過去3年間）

（注）保証業務を行う法人が分かるようにすること
 - ③独立行政法人会計基準に関連する以下の委員会等への派遣実績（過去3年間）
 - ・公認会計士協会 公会計委員会
 - ・公認会計士協会 公会計委員会独立行政法人・国立大学法人等専門部会
 - ・総務省 独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会
 - ・総務省 独立行政法人会計基準研究会
 - ・財務省 財政制度等審議会財政制度分科会法政・公会計部会
- (4) 監査実施体制等
 - ①監査法人等内における独法専任スタッフの設置状況（部署の名称、スタッフの人数）
 - ②監査チームの構成内容（監査業務に従事する予定の人員、職務分担、職務内容）
 - ③監査従事予定者の略歴、実務経験、監査実績等
- (5) 監査計画（令和元年度から令和5年度の各年度ごとに提案して下さい）
 - ①監査の取り組み方針（監査の基本方針、着眼点、監事との連携に関する考え方等）
 - ②監査項目及び監査方法
 - ③監査計画（監査項目、監査日程、監査予定人員）
 - ④当法人が監査にあたって準備協力する事項等
- (6) 監査品質の管理体制等
 - ①品質管理体制の整備・実施状況
 - ②日本公認会計士協会の実施した直近のレビューの結果、監査上の問題等の指摘がある場合はその概要、改善計画及び改善状況等
 - ③過去3年間において公認会計士法に基づく処分がある場合には、その内容、改善計画及び改善状況等
- (7) 監査費用
 - ①令和元年度から令和5年度の各年度ごとに記載して下さい
 - ②監査費用総額、及びその内訳として次の事項を記載して下さい（要員クラス別の人員数・単価、旅費等の監査に付随する費用、その他監査に含まれるサービスの費用等）
- (8) 提案していただいた監査日程等に大幅な変更が生じた場合の取扱い（費用変更方法等を含む）
- (9) 特筆事項（会計基準改訂に関する情報提供、独法会計基準に関する研修実施等、当法人に有用な提案等）
- (10) 本件に関する監査法人等のご担当者の連絡先（氏名、所属、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）

2. 添付書類

- 監査法人の場合、法人の概要を記載した書面及び定款、個人の場合、法人の概要に準ずる書面
- 事業を実施する事務所が従たる事務所である場合、当該事務所の人員構成、業務内容
- 監査実績
- 公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理を行っていることを証する書面

企画書作成要領

企画書の記載内容等につきましては下記様式を参考にして下さい。

令和元年度～令和5年度
独立行政法人奄美群島振興開発基金の会計監査人候補者選任に係る企画書

1. 監査法人等の概要（平成31年4月1日現在又は直近のもの）

名 称	
代表者	
出資金	百万円（ 年 月 日現在）
業務収入	百万円（対象期間 ）
経常利益	百万円（対象期間 ）
当期利益	百万円（対象期間 ）
人員数	人
（内訳） 公認会計士	人
会計士補等	人
その他職員	人
国内事務所数	箇所（主な所在地）
担当する事務所の概要	住所 TEL (独法専任スタッフ) 人
関与会社数	金商法 社 会社法 社 〇〇 社 その他法定監査 社 その他任意監査 社 計 社

2. “7. 応募資格”の（1）及び（2）に記載した資格があることの証明

3. 独立行政法人等に対する実績等

独立行政法人等への 監査実績 注1)	機関名	期間	法定監査・任意監査 の別
		～ ～ ～	
委員会等の派遣 注2)	(委員会等の名称)	(委員等の氏名)	(就任期間)

注1) 過去3年間の独立行政法人等に対する監査実績について記載してください。
(最大20件)

注2) 独立行政法人会計基準に関連する委員会、研究会等への過去3年間の派遣実績等を記載して下さい。(貴法人に現在所属している者の実績に限り、最大10件)

4. 監査実施体制等

- (1) 監査法人等内における独法専任スタッフの設置状況(部署の名称、スタッフの人数)
- (2) 監査チームの構成内容(監査法人内のサポート体制等を含む)
- (3) 監査従事予定者の略歴、実務経験、監査等実績等

※独立行政法人等に対する法定監査又は任意監査の実績がある場合は、過去3年間の実績を記載して下さい。

また、(2) 監査チームの構成内容で監査従事予定者全員を特定できない場合(例:その他監査補助者〇名と記載した場合)には、予定人数以上の候補者の氏名(イニシャル可)、略歴、実務経験、監査実績等を記載して下さい。

なお、監査人に選任された際には、当該候補者から監査チームを編成して下さい。

5. 監査計画(令和元年度から令和5年度の各年度ごとに提案して下さい。)

- (1) 監査の取り組み方針(監査の基本方針等、着眼点、監事との連携に関する考え方等)
- (2) 監査項目及び監査方法
- (3) 監査計画(監査日程、監査項目、監査予定人員)

(令和元年度分: 令和2年1月から監査を開始すると想定)

(単位: 人日)

監査項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	備考
会計基準改訂点等の説明							
予備調査・監査計画打合せ							
月次決算							
期中監査							
期末監査【往査日数: 日】				()	()	()	
報告書作成等							
合 計							

監査項目	監査責任者	公認会計士	会計士補等	合 計	備考
会計基準改訂点等の説明					
予備調査・監査計画打合せ					
月次決算					
期中監査					
期末監査【往査日数: 日】	()	()	()	()	
報告書作成等					
合 計					

①監査予定人員の合計人日数は、(参考)の「6. 監査基準人日数」の合計日数を参考として下さい。

②期末監査欄に往査日数を記載、往査のみの予定人日数を()内書きにして下さい。

なお、期末監査の往査においては、監査責任者または公認会計士を常時1名以上、往査先に配置して下さい。

③令和2年度以降については、12月以降から監査を開始することを想定し、令和元年度分と同様に監査日程等を記載願います。

- (4) 当法人が監査にあたって準備協力する事項等

6. 監査品質の管理体制等

- (1) 品質管理体制の整備・実施状況
- (2) 日本公認会計士協会の実施した直近のレビューの結果、監査上の問題等の指摘がある場合はその概要、改善計画及び改善状況等
- (3) 過去3年間において公認会計士法に基づく処分がある場合にはその内容、改善計画及び改善状況等

7. 監査費用の見積金額

- (1) 令和元年度分（総額） _____ 円（消費税を含む）

見積金額内訳

項目	員数(人日)	単価(円/人日)	金額(円)
(1)基本報酬			
(2)業務報酬 ①監査責任者 ②監査従事者 公認会計士 会計士補等			
(3)消費税(10%)			
合計(1)+(2)+(3)			

注1) 1日あたり7時間として計算して下さい。また、事務所業務日数を含めて下さい。

注2) 上記見積金額内訳の他に交通費・宿泊費・日当等の経費が必要な場合は、交通費等の項目を追加して、「見積金額内訳」に計上して下さい。

注3) 値引きがある場合は、値引欄を設けることなく上記計算式に反映させて下さい。

注4) 上記内容の記載があれば、貴法人の見積書様式でかまいません。

- (2) 令和2年度分以降については、令和元年度分と同様に、各年度ごとに見積金額内訳を作成願います。

8. 提案していただいた監査日程等に大幅な変更が生じた場合の取扱い（費用変更方法等を含む。）

9. 特記事項（会計基準改訂に関する情報提供、独法会計基準に関する研修実施等、当法人に有用な提案等）

10. 企画書に関するご担当者の連絡先

（氏名、所属、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス）

(参考)

監査実施体制、監査計画及び見積書等の作成にあたっては、下記事項を参考にして下さい。

記

1. 資本金 178億円 (平成31年 4月 1日現在)
2. 役職員 22名 (非常勤監事 2名を含む) (平成31年 4月 1日現在)
3. 予算規模 約17億円 (令和元年度)

(単位：千円)

区 分	金 額
求償権等回収金	103,709
貸付回収金	1,401,792
事業収入	124,567
事業外収入	26,650
計	1,656,718

4. 会計事務処理

当法人のシステムは、「専用業務システム」と「一般事務システム」があり、「専用業務システム」(通称：基金システム)は当基金内で運用している外注して設計した業務システムとなり、主に事業者からの回収金、残高管理などを行っています。

また、「一般事務システム」は、Officeなどの一般販売のソフトのことであり、主にクライアント PCでの資料作成などを行っています。

5. 往査実施回数
期中監査 1回
期末監査 2回
会計相談・指導 電話及びメール：随時

6. 監査参考人日数 59人日 (1事業年度あたり)

下記項目を参考人日数の内訳と想定しております。

監査項目	監査内容等	人日数
会計基準改訂点等の説明	独法会計基準の改定等についての 詳細説明・指導等	1
予備調査・監査計画打合せ	法人概要、予算、内部統制の把握、 会計システム調査等	3
月次決算	会計相談、指導等	4
期中監査	内部統制運用状況、期中取引検証 等	12
期末監査	残高検証、財務諸表表示検討等	36
報告書作成	会計事務所での作業等	3
合 計		59

※基準人日数には、日常的な相談、定期的な指導等を含むものとします。